

避難指示解除準備区域（楡葉町）の社宅に居住し、同町内の工場に勤務していたが、原発事故により同工場が操業停止となったため、転勤して福島県外の工場に勤務している単身の申立人について、原発事故前は福島県内の実家に頻繁に行き来していたこと、申立人は楡葉町の工場勤務を条件として採用された者であり、その旨の勤務先会社の証明書も提出されていることなどから、福島県外への転勤によっても避難は終了していないとして、平成26年11月までの避難費用及び日常生活阻害慰謝料等が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### (1) 損害項目

ア 避難費用（交通費増加分）	94万2576円
イ 生活費増加費用（食費増加分）	45万円
ウ 精神的損害（日常生活阻害慰謝料）	458万円

#### (2) 期間

平成23年3月11日から平成26年11月30日まで

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、合計金597万2576円の支払義務があることを認める。

### 3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の和解金のうち第1項（1）ア及びウの金員として、合計金350万円を支払済みであることを確認する。

### 4 支払方法

（省略）

### 5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交

付する。  
平成27年1月16日

(仲介委員 大谷隼夫)